

公益社団法人福生市シルバー人材センターの役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福生市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。但し、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 センターは、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員及び監事を除く非常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤役員のうち監事の報酬は、理事会及び監査ほか、役員職務として出席するものについてその都度日額とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が事務局長等の使用人を兼ねる場合は無報酬とし、職員給与規程に定める給与及び旅費規程に定める旅費を支給する。
- 5 役員には、賞与、退職金は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員(監事は除く)の報酬は、月額100,000円の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

2 非常勤役員の報酬は、次のとおりの範囲内として、理事会の承認を得て決定する。

- 1 会長 月額35,000円までの範囲内
- 2 副会長 月額30,000円までの範囲内
- 3 理事 月額25,000円までの範囲内

3 監事の報酬は、日額3,000円とする。

(費用)

第5条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(報酬及び費用の支給方法)

第6条 報酬及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

第7条 報酬及び費用の支払日は、毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に役員となった者の当該役員となった月の支払日は、その月の末日とする。

2 前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日(その日が2あるときは、15日より前の日)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は災害その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公益認定法第20条第2項に従い公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。